

令和 7 年 4 月 30 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公 印 省 略)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき収入要件の見直し等
について

今般、令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、認定医療法人の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 31 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 42 号）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 131 号）が告示されましたので、関連通知とともにご送付いたします。

令和 7 年度税制改正における本会税制要望の実現項目については、令和 7 年 1 月 10 日付け都道府県医師会長宛通知文「令和 7 年度税制改正について」（日医発第 1718 号）でご案内しておりますが、今回の通知文書は、当該実現項目のうち、「社会医療法人・認定医療法人・特定医療法人の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し」に関する内容を含むものです。改正の概要は以下の（１）の通りです。

また、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 28 号）が令和 7 年 3 月 27 日に公布されました。改正の概要は以下の（２）から（４）の通りです。

（１） 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件の見直し

① 「医療保健業務」について

以下の②ロ）、③イ）、④イ）における「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第 42 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。

② 社会医療法人の認定要件の見直し

- イ) 社会医療法人の本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの認定要件について、分子の本来業務に係る費用の額を経常的なものに限ることを明示し、分母を「当該医療法人の全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とした上で、当該要件の下限となる割合を 100 分の 63 とする。
- ロ) 社会医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- ハ) 社会医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

③ 特定医療法人の承認要件の見直し

- イ) 特定医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- ロ) 特定医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

④ 認定医療法人の認定要件の見直し

- イ) 認定医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものと

し、経常的なものに限る。）」とする。

ロ) 認定医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

(2) 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告を電子的に行う場合のシステムについて、令和 7 年 4 月 1 日以降、従前の医療機関等情報支援システム (G-MIS) から、福祉医療機構が WAM NET 上に構築する医療法人経営情報データベースシステム (MCDB) へ移行した。

※新システムへの移行に伴う報告制度の手引きの更新については、令和 7 年 4 月 15 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い (第 3 版) について」(日医発第 148 号) をご参照ください。

(3) 地域医療連携推進法人について、改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項第 3 号において、医療連携推進目的取得財産残額の計算に当たり控除する額を規定している。当該規定中、医療連携推進目的事業財産以外の財産について医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡する方法は、厚生労働省令で定める方法によるとしているところ、当該厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

(4) 改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項の施行に伴い、医療法規則及び地域医療連携推進法人会計基準 (平成 29 年厚生労働省令第 19 号) の規定について所要の整備を行う。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会へ適宜周知方お願い申し上げます。

(別添文書)

- 参考資料 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し (厚生労働省 概要資料)
- 「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について (通知) (厚生労働省

医政局長)

- 厚生労働省令第四十二号（平成7年3月31日官報号外特第8号より抜粋）
- 厚生労働省告示第百三十一号（平成7年3月31日官報号外特第8号より抜粋）

- 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について（厚生労働省医政局長）

- 社会医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について（厚生労働省医政局長）
 - 別添1-1 「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日 医政発第0331008号）本文の一部改正
 - 別添1-2 「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日 医政発第0331008号）の「添付書類8」の一部改正
 - 別添2 「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日 医政発第1009008号）の一部改正
 - 別添3 「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日 医政発第0330053号）の一部改正
 - 別添4 「地域医療連携推進法人制度について」（平成29年2月17日 医政発第0217号第16号）の一部改正
 - 別添5 「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年3月21日 医政発第0321第5号）の一部改正
 - 別添6 「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（令和5年7月31日 医政発第0731第2号）の一部改正

※以下の通知改正後全文は、以下のURLからご参照ください。

- ・「社会医療法人の認定について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001471138.pdf>
- ・「特定医療法人制度の改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001471135.pdf>
- ・「医療法人の附帯業務について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001471136.pdf>
- ・「地域医療連携推進法人制度について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001471139.pdf>

- ・「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに 財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001471141.pdf>

- ・「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001472407.pdf>

- 認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について（厚生労働省医政局医療経営支援課長）

- 別添1 「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日 医政指発第1009001号）の一部改正

- 別添2-1 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成29年9月29日 医政支発第0929第1号）の一部改正

- 別添2-2 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成29年9月29日 医政支発第0929第1号）の「別添様式4」の一部改正

- 別添3 「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日 医政指発第0330003号）の一部改正

- 別添4 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成29年2月17日 医政支発第0217第3号）の別添5の一部改正

※以下の通知改正後全文は、以下のURLからご参照ください。

- ・「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001471059.pdf>

- ・「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001471142.pdf>

- ・「医療法人における事業報告書等の様式について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001471137.pdf>

- ・「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001471140.pdf>

- 医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令の公布について（通知）（厚生労働省医政局長）

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し（所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税）

1. 大綱の概要

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため「全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定（※1）を超えること（以下「収入要件」という。）」等の要件が課されている。

（※1） オープン病院事業法人は60/100、それ以外は80/100

- 社会医療法人等の収入要件について、
 - ・ 補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」（分子）に「補助金等に係る収入金額（※2）」を加えること、
 - ・ 法人が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「全収入金額（事業収益の額）」（分母）を「医療保健業務（※3）による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）」とすることの見直しを行うほか、所要の見直しを行う。

（※2） 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業務に係るものをいう。

（※3） 各法人の本来業務及び附帯業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。）をいう。

＜参考＞ 社会医療法人の収入要件 ※下線が見直し部分

（分子） 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス
+ 障害福祉サービス + 補助金等 に係る収入金額

（分母） 全収入金額 ⇒ 医療保健業務による収入金額

> $\frac{80}{100}$

医政発 0331 第 77 号
令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行った医療法人（以下「認定医療法人」という。）の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 31 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 131 号。以下「改正告示」という。）が告示されました。

この省令等の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令について

- (1) 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第 42 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。
- (2) 社会医療法人の本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの認定要件について、分子の本来業務に係る費用の額を経常的なものに限ることを明示し、分母を「当該医療法人の全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とした上で、当該要件の下限となる割合を 100 分の 63 とする。
- (3) 社会医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- (4) 社会医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額の

うち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

(5) 認定医療法人の収入要件についても、(3) 及び (4) と同様の改正を行う。

(6) その他所要の改正を行う。

第2 改正告示について

(1) 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。

(2) 特定医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。

(3) 特定医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

(4) その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日等

改正省令は、令和7年4月1日から施行すること。また、改正告示についても令和7年4月1日から適用すること。

2 経過措置

第1及び第2については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によること。

第4 関係通知の改正

改正省令等の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省令第四十二号
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（社会医療法人の認定要件） 第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 （略） 二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）が全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）の百分の六十三を超えること。 ロ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（⑦）に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。		
改	正	前
（社会医療法人の認定要件） 第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 （略） 二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の百分の六十を超えること。 ロ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康		

- (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- (3) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種に係る収入金額
- (4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）
- (5) 介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二

増進事業に係る収入金額」という。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。第五十七条の二第一項第二号イにおいて同じ。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）、（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）、（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額」という。）、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額（第五十七条の二第一項第二号イにおいて「障害福祉サービス等に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（二及び第五十七条の二第一項第二号八において「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ハ (略)

二 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限り）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限り。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

3 | 2 (略)

第一項第二号ロに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第四十二条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（運営に関する要件）

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(1)から(7)までに掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額の百分の八十を超えること。

ロ (略)

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限り）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限り。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の医療法施行規則第三十条の三及び第五十七条の二の規定は、計年度については、なお従前の例による。

（新設）

ハ (略)

二 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 (略)

（新設）

（運営に関する要件）

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額及び障害福祉サービス等に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ (略)

ハ 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 (略)

医療法人のこの省令の施行の日以後に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会

○厚生労働省告示第百三十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号並びに法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号及び第六条第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示
（租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（⑦に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第百三十四号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

（新設）

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）

(2) 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限り、以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

(3) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）に定める予防接種に係る収入金額

(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）

(5) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付（次条において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（次条において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てたものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（八において「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ（略）

ハ 病院、診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十九項に規定する介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限り、）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限り、）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること

二（略）

第二条 前条第一号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十九項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第四十二条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること

二（略）

（新設）

(法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正)
第二条 法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成二十年厚生労働省告示第二百九十七号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。)第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務(病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務(医業その他これに類する業務、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(5)に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ(6)に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。)をいう。以下同じ。)に係る収入金額(へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。)の百分の六十を超えること。

改 正 前

法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。)第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 事業について、社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)に基づく給付に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康増進事業に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康増進事業に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一)の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。))並びに次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業(当該基準に関する事業を除く。)に係る収入金額の合計金額が、当該法人の全収入金額(当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除く。)の百分の六十を超えること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。)を含む。))
ロ 健康増進事業(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康増進に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康増進に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。))
ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額
ニ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一)の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。))

ホ 次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業に係る収入金額（へに掲げるものを除く。）
ヘ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない
給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共
団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの
二（略）

（新設）
（新設）
二（略）

（法人税法施行規則第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正）
第三條 法人税法施行規則第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成二十年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定
める基準は、事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介
護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条
第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医療その他これに類する
業務、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号ロ
（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務を
いう。以下同じ。）に係る収入金額（第三号に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限
る。以下同じ。）の百分の八十を超えることとする。

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定
める基準は、事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第
二十六條第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保
険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく給付に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保
険診療報酬と同一の基準に基づく場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分
の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第
六條各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四條に規定する健康増進事業（健康診査に係
るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算され
ている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えることとする。

（新設）

一 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六條第二項に規定
する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二
年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に
よつて行つてゐる場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の
場合に限る。）を含む。）
二 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六條各号に掲げる健康増進事業
実施者が行う同法第四條に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。）に
係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に
限る。）
三 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給
付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体
の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

（新設）
（新設）
（新設）

（医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種種の一部改正）
第四條 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号ロ（3）の規定に基づき厚生労働大臣が定
める予防接種種
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号ロ（3）に
規定する厚生労働大臣が定める予防接種種は、次に掲げるものとする。

医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定め
る予防接種種
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号ロに規
定する厚生労働大臣が定める予防接種種は、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

一（四）（略）

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の規定は、医療法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定は、医師会法人等（法人税法施行規則第五条第一号に規定する医師会法人等をいう。以下この項において同じ。）の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医師会法人等の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、一般社団法人等の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

医政発 0331 第 91 号
令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における
医療保健業務について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0331 第 90 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における
医療保健業務について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号。以下「告示」という。）の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

改正後の当該認定要件等における「医療保健業務」について、改正後の規則第 30 条の 35 の 3 第 3 項及び告示第 2 条により、「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条各号に掲げる業務（医療その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）」と規定されたことを受け、これについて下記のとおり取り扱い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

規則第 30 条の 35 の 3 第 3 項及び告示第 1 号イに規定する「医療保健業務」は、次の業務とすること

- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務（医療法人の本来業務）
- ・ 医療法第 42 条各号に掲げる業務（医療法人の附帯業務）のうち別表に掲げるものの

(別表)

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
第1号	医療関係者の養成又は再教育	—
第2号	医学又は歯学に関する研究所の設置	—
第3号	医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設	○
第4号	疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）	—
第5号	疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）	—
第6号	保健衛生に関する業務	
	I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務	
	薬局	○
	施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）	○
	衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）	○
	介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）	—
	介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）	—
	介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの。 ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業 イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業 ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等	—
	介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務	○
	助産所（医療法第2条に規定するもの。）	○
	歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）	○

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
	福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）	—
	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。	○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。 (1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務 ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合 イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合 ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合 (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務 エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するべき地にある場合 オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（べき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）	○
	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター	—
	健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業	○
	学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下、「認可外保育施設」という。）において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業	○
	認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの	—
	医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、 ・当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、 ・又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うもの。	—

医療法第42条各号に掲げる附帯業務			「医療保健業務」とするもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）において第6条の3第12項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの（以下「企業主導型保育事業」という。）。	—
		産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）	○
		医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センター	—
		Ⅱ．国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務	
		海外における医療施設の運営に関する業務	—
第7号	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施		
	1	社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
		生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第6項に規定する宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業	—
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業	○ ※障害児入所施設を経営する事業に限る。
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）を経営する事業	○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業	○
		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業	—
		授産施設（生活保護法第38条第5項に規定する授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	—
	2	社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
		生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	—
		生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業	—

医療法第42条各号に掲げる附帯業務			「医療保健業務」とするもの
		児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	○ ※障害児通所支援事業、障害児相談支援事業に限る。
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業	—
		民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第2条第4号に規定する養子縁組あっせん事業	—
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業	—
		老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業	○
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業	○
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業	○
		知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業	○
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	—
		隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)	—
第8号		福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(社会福祉法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第11号までの事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)	—
	有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)	社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業	—
			○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。

医政発 0331 第 84 号
令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0331 第 83 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、社会医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 社会医療法人及び特定医療法人に係る改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号） 別添 1
- 「特定医療法人制度の改正について」
（平成 15 年医政発第 1009008 号） 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年医政発第 0330053 号） 別添 3
- 「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年医政発 0217 第 16 号）別添 4
- 「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」
（平成 29 年医政発 0321 第 5 号） 別添 5

○「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」
(令和5年医政発 0731 第2号)

別添6

第3 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、社会医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）本文の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 (略) 第 2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略) 6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) (略) (2) 医療法人の事業について（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号関係） ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額 <u>（経常的なものに限る。）</u>（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、<u>全ての業務に係る費用</u>の額 <u>（経常的なものに限る。）</u>（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の <u>1 0 0 分の 6 3</u>を超えること。 ② <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）</u>の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。	第 1 (略) 第 2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略) 6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) (略) (2) 医療法人の事業について（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号関係） ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、<u>全費用</u>の額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の <u>1 0 0 分の 6 0</u>を超えること。 ② <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）</u>、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

（新設）

<u>(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額</u> <u>(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）</u>	
<u>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合に限る。）を含む。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>ロ 健康増進事業（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>ハ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u>
<u>ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>ホ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画</u>	<u>（新設）</u>

相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ （略）

③ （略）

④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7～8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～7 （略）

（新設）

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ （略）

③ （略）

④ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7～8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～7 （略）

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 8」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																						
添付書類 8 公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業） 申請者名： _____ 住 所： _____ 以下のとおり相違ありません。 1 <u>費用の額</u>の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号イ） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 25%; text-align: center;"><u>本来</u>業務に係る費用の額</th> <th style="width: 25%; text-align: center;"><u>全ての業務に係る</u>費用の額</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">割 合 <u>①／②</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> （記載上の注意事項） (1) 直近に終了した会計年度の<u>費用の額</u>について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。 (2) <u>本来</u>業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>本来</u> 業務に係る費用の額	<u>全ての業務に係る</u> 費用の額	割 合 <u>①／②</u>		円	円	/							合 計	①	②	%	添付書類 8 公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業） 申請者名： _____ 住 所： _____ 以下のとおり相違ありません。 1 <u>経費の額等</u>の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号イ） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">業務に係る費用の額 <u>(A)</u></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">全費用の額 <u>(B)</u></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">割 合 <u>A／B</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> （記載上の注意事項） (1) 直近に終了した会計年度の<u>診療</u>について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。 (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額 <u>(A)</u>	全費用の額 <u>(B)</u>	割 合 <u>A／B</u>		円	円	%				%				%	合 計	①	②	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>本来</u> 業務に係る費用の額	<u>全ての業務に係る</u> 費用の額	割 合 <u>①／②</u>																																				
	円	円	/																																				
合 計	①	②	%																																				
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額 <u>(A)</u>	全費用の額 <u>(B)</u>	割 合 <u>A／B</u>																																				
	円	円	%																																				
			%																																				
			%																																				
合 計	①	②	%																																				

金額と一致すること。

- (3) 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、 介護老人保健施 設及び介護医療 院名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	<u>補助金等</u>				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				

と一致すること。

- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、 介護老人保健施 設及び介護医療 院等名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				

合 計	障 害 福 祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社 会 保 険 診療				
	労 災 保 険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
合 計	障 害 福 祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計			③	100.0%
	社 会 保 険 診療				
	労 災 保 険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
合 計	障 害 福 祉 事業				
	その他				
	計				
	社 会 保 険 診療			③	⑪
	労 災 保 険 診療			④	⑫
	健康診査			⑤	⑬
	予防接種			⑥	⑭
	助産			⑦	⑮
	介護事業			⑧	⑯
	障 害 福 祉 事業			⑨	⑰
合 計	その他			⑩	
	計				100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険				

	診療				
	労災保険				
	診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉				
	事業				
	補助金等				
	その他				
	計			④	100.0%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。） の合計金額の明細					
	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
合 計	社会保険 診療			⑤	⑮
	労災保険 診療			⑥	⑯
	健康診査			⑦	⑰
	予防接種			⑧	⑱
	助産			⑨	⑲
	介護事業			⑩	⑳
	障害福祉 事業			⑪	㉑
	補助金等			⑫	㉒
	その他			⑬	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ②）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合	円	高齢者の医療の確保	円

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合	円	高齢者の医療の確保	円

法		に関する法律	
地方公務員等共済組 合法	円		
私立学校教職員共済 法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入 合計	<u>23</u> 円

(記載上の注意事項)

○ 7が23と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口3）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入 合計	<u>24</u> 円

(記載上の注意事項)

○ 8が24と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口4）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>係る</u> 収入	<u>25</u> 件	<u>26</u> 円

法		に関する法律	
地方公務員等共済組 合法	円		
私立学校教職員共済 法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入 合計	<u>18</u> 円

(記載上の注意事項)

○ 5が18と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合 計	<u>19</u> 円

(記載上の注意事項)

○ 6が19と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>かかる</u> 収入	<u>20</u> 件	<u>21</u> 円

分娩件数（ <u>25</u> ）× 5 0 万円		<u>27</u>	円
---------------------------	--	-----------	---

（記載上の注意事項）

- 9が26又は27の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細
（規則第30条の35の3第1項第2号口5）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	<u>28</u> 円

（記載上の注意事項）

- 10が28と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口6）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円

分娩件数（ <u>20</u> ）× 5 0 万円		<u>22</u>	円
---------------------------	--	-----------	---

（記載上の注意事項）

- 7が21又は22の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細
（規則第30条の35の3第1項第2号口）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	<u>23</u> 円

（記載上の注意事項）

- 8が23と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円

特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	<u>29</u> 円

(記載上の注意事項)

- 11が29と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

<u>補助金等の名称</u>	<u>補助金等に係る収入金額</u>
<u>合計</u>	<u>30</u> 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- 12が30と一致すること。

特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	<u>24</u> 円

(記載上の注意事項)

- 9が24と一致すること。

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

11 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	③①	③②	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- 本来業務に係る収入金額の合計③①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計③②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額(A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計(B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	②⑤			②⑥	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計②⑤が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計②⑥が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 改正の要点等 1 改正後の要件 (1) ～ (6) (略) (i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額（g に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）</u>の 100 分の 80 を超えること。	第 1 改正の要点等 1 改正後の要件 (1) ～ (6) (略) (i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入</u>

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第４２条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（ヘの給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和７年３月３１日医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第２４条の２５に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の１００分の８０を超えること。

（新設）

<u>また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。</u> <u>(a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額</u> <u>(b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額(医療保健業務に係るものに限る。)</u>	
<u>a 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。)を含む。)</u>	<u>(新設)</u>
<u>b 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)</u>	<u>(新設)</u>
<u>c 予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>
<u>d 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)</u>	<u>(新設)</u>

e 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 2 6 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（新設）

f 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第 7 7 条及び第 7 8 条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 2 4 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 2 4 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 2 4 条の 2 5 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

（新設）

g 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他の相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

（新設）

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(a) ～ (j) （略）

ロ （略）

なお、健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a ～ j （略）

ロ （略）

ハ <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> ニ （略） （ii） （略） 2 手続等 （1）～（8） 第2～第3 （略）	ハ <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること。</u> ニ （略） （ii） （略） 2 手続等 （1）～（8） 第2～第3 （略）
---	---

○「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 ～第 2 （略） （別 表） 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 4 2 条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。 <u>医療法第 4 2 条</u> <u>第 1 号</u>～<u>第 5 号</u> （略） <u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。	第 1 ～第 2 （略） （別 表） 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 4 2 条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。 <u>医療法第 4 2 条</u> <u>第 1 号</u>～<u>第 5 号</u> （略） <u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。

I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑤ (略) <u>(削除)</u> <u>⑥～⑪</u> II (略) 第7号 ～ 第8号 (略) 留意事項 (略)	I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑤ (略) <u>⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）</u> <u>⑦～⑪</u> II (略) 第7号 ～ 第8号 (略) 留意事項 (略)
---	--

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 制度内容 1 （略） 2 地域医療連携推進法人の業務等について （１）・（２） （略） （３）医療連携推進目的事業財産について（法第 70 条の 9 ・則第 39 条の 17～第 39 条の 20 関係） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 18 条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進<u>業務</u>に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の 50％は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要がある、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。 （４）～（10） （略）	第 1 （略） 第 2 制度内容 1 （略） 2 地域医療連携推進法人の業務等について （１）・（２） （略） （３）医療連携推進目的事業財産について（法第 70 条の 9 ・則第 39 条の 17～第 39 条の 20 関係） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 18 条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進<u>事業</u>に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の 50％は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要がある、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。 （４）～（10） （略）

3 地域医療連携推進法人の監督について (1) ～ (4) (略) (5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて(法第 70 条の 21 関係) (略) (6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について(法第 70 条の 22 関係) 医療連携推進認定を取り消した場合に<u>おいて、1 月以内に医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは</u>、認定都道府県知事等が<u>当該金額</u>に相当する額の金銭について、<u>贈与を受ける旨の</u>書面による契約が成立したものとみなすこと。 <u>(7) 医療連携推進目的取得財産残額について(法第 70 条の 22 関係・則第 39 条の 28、第 39 条の 29 関係)</u> <u>(6) における医療連携推進目的取得財産残額は、地域医療連携推進法人が取得した全ての医療連携推進目的事業財産から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産を除外した残余の財産の価額の合計額から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進事業に関する会計における収益の不足等により医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産以外の財産及び同日以後に医療連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の合計額を控除して得た、法第 70 条の 14 において読み替えて準用する法第 51 条第 1 項の財産目録のうち医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあっては、</u>	3 地域医療連携推進法人の監督について (1) ～ (4) (略) (5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて(法第 70 条の 21 関係) (略) (6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について(法第 70 条の 22・則第 39 条の 29 関係) 医療連携推進認定を取り消した場合について、<u>公益認定法第 30 条の規定を準用すること</u>。認定都道府県知事等が、<u>医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について受ける旨の</u>、書面による契約が成立したものとみなすこと。 <u>(新設)</u>
---	---

零) とする。

(8) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(9) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 （略）

(7) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(8) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 （略）

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 ～ 25 （略） 26 純資産増減計算内訳表について 内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の 3 つに区分して表示する。 医療法第 70 条の 9 の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。 【参考】 （医療法第 70 条の 9 において読み替えて準用する公益認定法第 18 条の規定） 一～四 （略） 五 前各号に掲げる財産を<u>運用し、支出し、又は処分</u>することにより取得した財産 六 第五条第十<u>九</u>号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。） 七 <u>前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進法人が保有する財産であって医療連携推進認定を受けた</u>日以後に厚生労働省令※3で	1 ～ 25 （略） 26 純資産増減計算内訳表について 内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の 3 つに区分して表示する。 医療法第 70 条の 9 の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。 【参考】 （医療法第 70 条の 9 において読み替えて準用する公益認定法第 18 条の規定） 一～四 （略） 五 前各号に掲げる財産を<u>支出</u>することにより取得した財産 六 第五条第十<u>六</u>号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。） 七 <u>医療連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって同日</u>以後に厚生労働省令※3で定める方法により医療連携推進業務の用

定める方法により医療連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産

※3：医療法施行規則第39条の19 法第70の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。

2 継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。

八 (略)

に供するものである旨を表示した財産

※3：医療法施行規則第39条の19 法第70の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。

2 継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。

八 (略)

○「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（令和 5 年 7 月 31 日医政発 0731 第 2 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 (略) 第 2 制度の内容 I 医療法人による報告について 1 (略) 2 医療法人が報告する事項について（法第 69 条の 2 第 2 項関係） 1 により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとする。 ① 病院に係る報告事項 様式 1 ② 診療所に係る報告事項 様式 2 <u>(削除)</u> 3 医療法人が報告する方法について（法第 69 条の 2 第 2 項関係） 医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。 ① 医療法人が<u>医療法人経営情報データベースシステム（以下「MCDB」という。）</u>から 2 の様式をダウンロードし、これに記入した上で、<u>MCDB</u>にアップロードすることにより報告する方法 ② <u>医療法人がMCDBにおいて、Web 画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法</u> ③ <u>①又は②</u>の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第 51 条第 1 項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届	第 1 (略) 第 2 制度の内容 I 医療法人による報告について 1 (略) 2 医療法人が報告する事項について（法第 69 条の 2 第 2 項関係） 1 により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとする。 ① 病院に係る報告事項 様式 1 ② 診療所に係る報告事項 様式 2 <u>なお、経過措置として、令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの間に終了する会計年度に係る報告については、上記に代えて次の様式により報告することとして差し支えないこととする。</u> <u>③ 病院に係る報告事項 様式 1－2</u> <u>④ 診療所に係る報告事項 様式 2－2</u> 3 医療法人が報告する方法について（法第 69 条の 2 第 2 項関係） 医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。 ① 医療法人が<u>医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）</u>から 2 の様式をダウンロードし、これに記入した上で、<u>G-MIS</u>にアップロードすることにより報告する方法 <u>(新設)</u> ② <u>①</u>の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第 51 条第 1 項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併

出と併せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法 なお、<u>M C D B</u>から様式をダウンロードする手順、<u>様式をアップロードする手順及びW e b画面上の様式に直接情報を入力する手順</u>については、別途配布するマニュアル（医療法人用、<u>都道府県</u>用）を参照されたいこと。 4（略） II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について 1～2（略） 3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係） 都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。 ア <u>M C D B</u> 医療法人が<u>M C D B</u>へのアップロード又は<u>W e b画面上の様式への情報入力</u>により報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。 イ（略） III～IV（略）	せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法 なお、<u>G－M I S</u>から様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、<u>自治体</u>用）を参照されたいこと。 4（略） II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について 1～2（略） 3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係） 都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。 ア <u>G－M I S</u> 医療法人が<u>G－M I S</u>へのアップロードにより報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。 イ（略） III～IV（略）
--	--

医政支発 0331 第 5 号
令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長宛てに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」
(平成 15 年医政指発第 1009001 号) 別添 1
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号) 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人における事業報告書等の様式について」
(平成 19 年医政指発第 0330003 号) 別添 3
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」
(平成 29 年医政支発 0217 第 3 号) 別添 4

第3 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、認定医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。

○「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) <u>第一条</u> 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額</u> (<u>(7) に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)</u> の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。	別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生</u>

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

(新設)

<u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(3) 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成２９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(5) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費</u>	<u>（新設）</u>

等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給
付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相
当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるための
ものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は
再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る
収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ（略）

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収
入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含む
ものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経
常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内で
あること。

ニ（略）

二（略）

第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保
険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規
定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第
42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービス
に係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（新設）

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自
費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等
の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために
直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内で
あること。

ニ（略）

二（略）

（新設）

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住 所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住 所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成2

(1) <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合に限る。）を含む。）</u> (2) <u>健康増進事業（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進</u>	<u>9 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、<u>全収入金額</u>の 100 分の 80 を超えること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
---	--

<u>事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	
<u>(3) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えると</u> <u>きは、50 万円を限度とする。）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>

<u>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の 反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除 く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受 けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」とい う。）のうち、医療保健業務に係るもの</u> <u>※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条 第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介 護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条 各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係 る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。</u> 2（略） 3 <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金 額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものと し、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なも のに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 印	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 2（略） 3 <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費 患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給 与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必 要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 印
---	--

○「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後					
					付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 医療保健業務による収入金額の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
○ 本来業務に係る収入金額の明細					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			①	100%

改 正 前					
					付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 診療収入の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				

改 正 後					
○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細					
施設名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細					
	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	⑬ %
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯

改 正 前					
合計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑰
	自由診療等			⑧	
計					100%

改正後					
	助産			(7)	(17)
	介護事業			(8)	(18)
	障害福祉事業			(9)	(19)
	補助金等			(10)	(20)
	自由診療等			(11)	
	計				100%
(記載上の注意事項)					
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細					
医療保健業務以外の業務を行う施設名等		医療保健業務以外の業務に係る収入金額			
合計		⑫		円	
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円		
船員保険法	円	学校保健安全法	円		
国民健康保険法	円	母子保健法	円		
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円		
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円		
計	円	計	円		
		健康診査に係る診療収入合計 ⑭		円	
(記載上の注意事項)					
○ ⑤が⑭と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種	円	麻疹	円		
臨時接種	円	風しん	円		
	円	インフルエンザ	円		
	円	おたふくかぜ	円		
	円		円		
計	円	計	円		
		予防接種に係る収入合計 ⑮		円	
(記載上の注意事項)					
○ ⑥が⑮と一致すること。					

改正前					
(記載上の注意事項)					
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。					
(2) 収入金額計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。					
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円		
船員保険法	円	学校保健安全法	円		
国民健康保険法	円	母子保健法	円		
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円		
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円		
計	円	計	円		
		健康診査に係る診療収入合計 ⑬		円	
(記載上の注意事項)					
○ ③が⑬と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種	円	麻疹	円		
臨時接種	円	風しん	円		
	円	インフルエンザ	円		
	円	おたふくかぜ	円		
	円		円		
計	円	計	円		
		予防接種に係る収入合計 ⑪		円	
(記載上の注意事項)					
○ ④が⑪と一致すること。					

改 正 後			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数	助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入	⑳ 件	㉑	円
分娩件数 (㉑) × 50万円		㉒	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料 ○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉓	円
(記載上の注意事項) ○ ㉓が㉓と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉔	円
(記載上の注意事項) ○ ㉔が㉔と一致すること。			

改 正 前			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数	助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入	㉑ 件	㉑	円
分娩件数 (㉑) × 50万円		㉒	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料 ○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉑	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉑と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉒	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉒と一致すること。			

改 正 後				改 正 前															
証明願記3に係る添付書類 申請者名 _____ 住 所 _____ 以下のとおり相違ありません。 <u>本来業務に係る収入金額及び費用の額</u> の明細(自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)				証明願記3に係る添付書類 申請者名 _____ 住 所 _____ 以下のとおり相違ありません。 <u>経費の額等</u> の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)															
										患者のために直接必要な経費の額									
										病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名		<u>本来業務に係る収入金額(A)</u>		<u>本来業務に係る費用の額(B)</u>		割合 <u>A/B</u>			
		円		円		%		病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等		医療診療により収入する金額		医師、看護師等の給与		医療の提供に要する費用(投薬費を含む)		合計		割合 <u>①/②</u>	
		円		円		%				円		円		円		円		%	
						%												%	
						%												%	
合 計		①		②		%		合 計		①						②		%	
(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の <u>本来業務に係る収入金額及び費用の額</u> について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。 ② <u>本来業務に係る収入金額の合計①</u> が、損益計算書の <u>本来業務事業損益に係る事業収益の金額</u> と一致すること。 ③ <u>本来業務に係る費用の額の合計②</u> が、損益計算書の <u>本来業務事業損益に係る事業費用の金額</u> と一致すること。				(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の <u>診療</u> について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。 ② <u>医療診療により収入する金額合計①</u> が、損益計算書の「 <u>医業収益</u> 」の <u>合計額</u> と一致すること。 ③ <u>患者のために直接必要な経費の額合計②</u> が、損益計算書の「 <u>医業費用</u> 」の <u>合計額</u> と一致すること。															
										添付書類									
										(略)									

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1 ～ 3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1) ～ (5) （略） (6) <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。</u>	第 1 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1 ～ 3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1) ～ (5) （略） (6) <u>社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者</u>

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

（イ） 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

（ロ） 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診

特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。（施行規則第57条の2第1項第2号イ）

（新設）

イ 「社会保険診療」とは、租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいい、これに係る収入金額には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報

療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合に限る。）を含む。）

- ロ 健康増進事業（健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含むものであること。

- ロ 「健康増進事業」とは、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限るものであること。

(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査

(ロ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

(ハ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査

(ニ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

(ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定

ハ <u>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額</u> ニ <u>助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）</u> ホ <u>介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u> ヘ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療</u>	<u>により市町村が行う健康診査</u> <u>(リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断</u> <u>(ス) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査</u> ハ <u>「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</u> <u>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</u> <u>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u> <u>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u> <u>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</u> ニ <u>「助産に係る収入金額」は、社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除き、一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。</u> ホ <u>「全収入金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。</u> <u>（新設）</u>
---	--

養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

（新設）

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

（新設）

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

（ロ）船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

（ハ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査

（ニ）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

（ホ）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																								
別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に 該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法 人 名：_____ 代 表 名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 <u>医療保健業務に係る</u>収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <u>○ 本来業務に係る収入金額の明細</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 15%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">支払基金等から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">患者から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">収入金額計</th> <th style="width: 15%;">割合</th> </tr> <tr> <td></td> <td>社会保険診療</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合		社会保険診療	円	円	円	%	別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に 該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法 人 名：_____ 代 表 名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 15%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">支払基金等から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">患者から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">収入金額計</th> <th style="width: 15%;">診療割合</th> </tr> <tr> <td></td> <td>社会保険診療</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療 割合		社会保険診療	円	円	円	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療 割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				

	その他				
	計			①	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保険業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				

	計				
合 計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑮
	その他			⑧	
	計				100.0%

	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細					
	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
合	社会保険診療			③	⑬

計	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫円

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益（社会医療法人に限る。）にかかる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が②①と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	③① 円

(記載上の注意事項)

- ③が③①と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	<u>②②</u> 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ⑥が②②と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>係</u> <u>る</u> 収入	<u>②③</u> 件	<u>②④</u> 円
分娩件数 (<u>②③</u>) × 50万円		<u>②⑤</u> 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が②④又は②⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	<u>①⑦</u> 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ④が①⑦と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>か</u> <u>かる</u> 収入	<u>①⑧</u> 件	<u>①⑨</u> 円
分娩件数 (<u>①⑧</u>) × 50万円		<u>②⑩</u> 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が①⑨又は②⑩の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②⑥と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②①と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉗と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。

○ ㉑が㉘と一致すること。

8 (略)

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉚ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉚と一致すること。

8 (略)

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額</u> <u>(A)</u>	<u>本来業務に係る費用の額</u> <u>(B)</u>	割 合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合 計	㉔	㉕	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- 本来業務に係る収入金額の合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 医療に係る経費等（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>医療診療により収入する金額</u> <u>(A)</u>	<u>患者のために直接必要な経費の額</u>			割 合 A／B
		<u>医師、看護師等の給与</u>	<u>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</u>	<u>合計</u> <u>(B)</u>	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	㉖			㉗	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉗が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 ～ 3 （略） 4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。 <u>また、MCDBにおいて、Web 画面上の様式に直接情報を入力する方法によることも可能とすること。</u> なお、<u>MCDB</u> から様式をダウンロードする手順、<u>様式をアップロードする手順及びWeb 画面上の様式に直接情報を入力する手順</u>については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>都道府県</u>用）を参照されたいこと。 様式 1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略） 4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療機関等情報支援システム（G-MIS）</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。 なお、<u>G-MIS</u> から様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>自治体</u>用）を参照されたいこと。 様式 1 ～ 3 （略）

改正後

様式 4－1

法人名 ※医療法人整理番号
所在地 _____

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)
(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改正前

様式 4－1

法人名 ※医療法人整理番号
所在地 _____

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)
(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4－2、5 （略）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

様式 4－2、5 （略）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号）の別添 5 の一部改正
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 5 監 事 監 査 報 告 書 地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿 私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。 監査の方法の概要 私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。 記	別添 5 監 事 監 査 報 告 書 地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿 私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。 監査の方法の概要 私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。 記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
地域医療連携推進法人〇〇〇〇
監事 〇〇 〇〇

注1:監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2:関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
地域医療連携推進法人〇〇〇〇
監事 〇〇 〇〇

注1:監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2:関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

医政発 0331 第 70 号
令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する
省令の公布について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0331 第 69 号
令和 7 年 3 月 31 日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する
省令の公布について（通知）

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。）について、別紙のとおり令和 7 年 3 月 27 日に公布されました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項の規定（同法第 70 条の 14 において読み替えて準用する場合を含む。）により、医療法人及び地域医療連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならないとされている。また、同法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「経営情報等」という。）を都道府県知事に報告しなければならないとされている。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項においては、医療法人による事業報告書等及び経営情報等の届出等の方法について、電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人と都道府県知事とが同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置として、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（医療機関等情報支援システム（G-MIS））を用いることを規定している。当該措置について、利用者の利便性の向上を目指すとともに、データ収集と分析を一元的に行

えるよう、令和 7 年 4 月 1 日より独立行政法人福祉医療機構が管理する情報システムを用いることとするため、必要な改正を行う。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法による改正後の医療法（以下「改正後医療法」という。）第 70 条の 22 の規定に基づき、都道府県知事が地域医療連携推進法人の医療連携推進認定を取り消した場合の医療連携推進目的取得財産残額の取扱いについて、規則において、必要な規定を整備する。

第 2 改正の内容

- 1 規則第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項に規定する電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人と都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置について、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（G-MIS）に事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置から、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第 11 号に規定する福祉及び保健医療に関する情報システムに事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置に見直す。
- 2 改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項第 3 号においては、医療連携推進目的取得財産残額の計算に当たり控除する額を規定している。当該規定中、医療連携推進目的事業財産以外の財産について医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡する方法は、厚生労働省令で定める方法によるとしているところ、当該厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。
- 3 その他、改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項の施行に伴い、規則及び地域医療連携推進法人会計基準（平成 29 年厚生労働省令第 19 号）について規定の所要の整備を行う。

第 3 適用期日

改正省令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。

第 4 関係通知の改正

改正省令の適用に伴う下記に掲げる関係通知の改正内容については、別途通知する。

○医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）

○医療法人に関する情報の調査及び分析等について（令和 5 年 7 月 31 日医政発 0731 第 2 号）

○地域医療連携推進法人制度について（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）

○厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条第一項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二十二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略）	2 前項第一号の措置は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十一号に規定する情報システムに法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略）	2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。
	3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の情報システムへの記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。		3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。
	4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略）		4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略）
（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略）	2 前項第一号の措置は、第三十三条の二の十二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略）	2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。
	3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。		3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。
	4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略）		4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略）

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 福岡 資麿

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八の二 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(新設)

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(地域医療連携推進法人会計基準の一部改正)
第二条 地域医療連携推進法人会計基準(平成二十九年厚生労働省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(貸借対照表等に関する注記)		(貸借対照表等に関する注記)	
第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。		第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 法第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額		三 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額	
四・八 (略)		四・八 (略)	

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。